

ブラックロック欧州株式オープン

追加型投信／海外／株式

累積投資基準価額の推移



※設定時を100とした指数値を使用しています。
 ※累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものととして算出しています。
 ※ベンチマークは、MSCI欧州株価指数(円換算ベース)です。
 MSCI欧州株価指数とは、MSCI Inc. が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
 また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

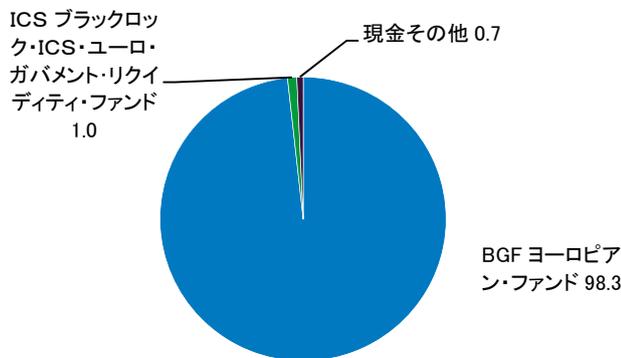
ファンドの目的・特色

- 信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行いません。
- 投資信託証券への投資を通じて、欧州主要国の大型株および中型株に主に投資します。
- MSCI欧州株価指数(円換算ベース)をベンチマークとします。
- ファンド・オブ・ファンズ形式による運用を行いません。
- 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドデータ

基準価額	14,390円
純資産総額	35.18億円
ファンド設定日	1998年7月1日

資産構成比率(%)



※比率は対純資産総額。四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

税引前分配金

分配金	累計額	1,100円
第36期	2016年9月15日	0円
第37期	2017年3月15日	0円
第38期	2017年9月15日	0円
第39期	2018年3月15日	0円
第40期	2018年9月18日	0円
第41期	2019年3月15日	0円

ファンドのパフォーマンス(%)

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	-5.84	-0.95	1.02	-6.77	1.21	-5.12	55.34
ベンチマーク	-6.92	-3.84	-2.48	-7.00	4.91	-6.20	-7.18

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものととして算出した累積投資基準価額により計算しています。
 ※ベンチマークは、MSCI欧州株価指数(円換算ベース)です。

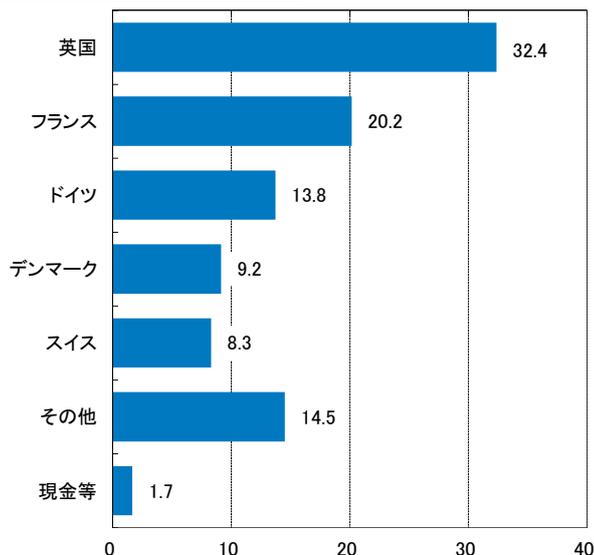
(お知らせ)

当ファンドは運用の基本方針等の変更を行い、2015年6月17日よりファンド・オブ・ファンズ形式による運用に変更いたしました。

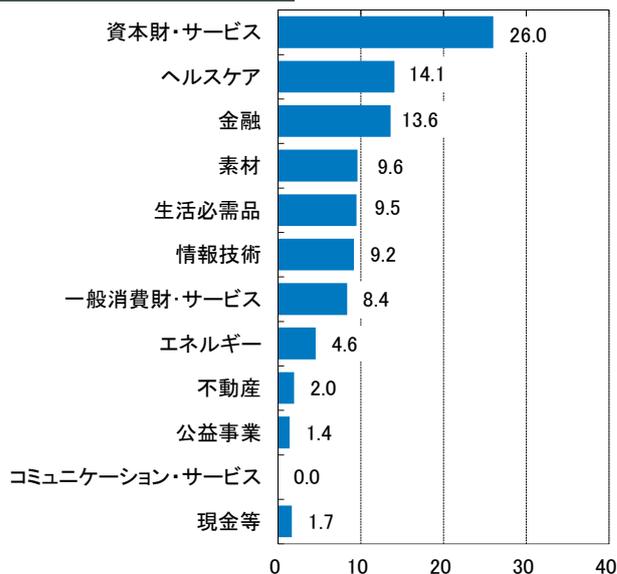
本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見直し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

BGF ヨーロピアン・ファンド

国別比率 (%) *



業種配分 (%) *



※国別比率 (%)、業種配分 (%) の数字は四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

組入上位10銘柄 (%) *

銘柄名	比率
ROCHE HOLDING AG	3.8
NOVO NORDISK A/S	3.8
DIAGEO PLC	3.5
EXPERIAN PLC	3.4
SIKA AG	3.1
SANOFI SA	2.9
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	2.9
SAP SE	2.8
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	2.7
PRUDENTIAL PLC	2.7

* 比率はBGF ヨーロピアン・ファンドの純資産総額に対する割合

市場環境

当月、欧州株式は、米中貿易戦争激化懸念が高まったことを受けて、世界経済の減速が意識され、下落する展開となりました。また、弱い経済指標が発表されたこと、英国のEU離脱を巡る不透明感が深まったこと、伊財政赤字がEU規定違反であると指摘されたことで伊財政懸念が再燃したことなども株式市場のマイナス材料となりました。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

1. 運用経過

当月、主な投資行動としては、堅調なパフォーマンスを見せたオンライン決済会社のワールドペイを売却しました。

月末時点では、資本財・サービス、情報技術、素材、ヘルスケア、不動産セクターをオーバーウェイトとする一方で、生活必需品、コミュニケーション・サービス、金融、エネルギー、公益事業、一般消費財・サービスセクターをアンダーウェイトとしました。

(プラス要因)

- 資本財・サービスセクターの銘柄選択。個別銘柄では、市場予想を上回る第1四半期の業績発表および力強い売上見通しを発表したクノール・プレムゼが相対的に良好なパフォーマンスとなったこと。また、エクスペリアン、レックスが相対的に良好なパフォーマンスとなったこと。
- ヘルスケアセクターのオーバーウェイト。
- 金融セクターのアンダーウェイト。
- 素材セクターの銘柄選択。個別銘柄では、堅調な第1四半期の業績発表を行ったリンデが相対的に良好なパフォーマンスとなったこと。また、コーニンクレッカDSMが相対的に良好なパフォーマンスとなったこと。そして、BASFやグレンコアを非保有としていたこと。

(マイナス要因)

- 公益事業セクターのアンダーウェイト。
- 生活必需品セクターのアンダーウェイト。個別銘柄では、相対的に良好なパフォーマンスを見せた大型株のネスレを非保有としていたこと。
- 情報技術セクターのオーバーウェイト。個別銘柄では、米中の貿易戦争を巡る懸念を背景にヘキサゴンが相対的に低調なパフォーマンスとなったこと。
- 資本財・サービスセクターのオーバーウェイト。
- その他個別銘柄では、相対的に良好なパフォーマンスを見せた大型株のノバルティスを非保有としていたこと。

2. 今後の運用方針

当ファンドは、市場の動きに注視しつつ、ボトムアップのファンダメンタルズ分析を基に、収益性の見通しが高い銘柄、バリュエーションなどに注目し、慎重な銘柄選別を行う方針です。

※「2. 今後の運用方針」については、本資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。また将来について保証するものではありません。

委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第375号

一般社団法人投資信託協会会員/一般社団法人日本投資顧問業協会会員/日本証券業協会会員/

一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

投資信託説明書(交付目論見書)のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求ください。

※以下の表は原則基準日時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したものです。その正確性、完全性を保証するものではありません。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第180号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
SMBC日興証券株式会社(一般取扱)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○			
三菱UFJ信託銀行株式会社	* 登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○		○	
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○		○	

*印の販売会社では、新規お申込みを受付けておりません。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

■ 欧州株式投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、主として欧州の株式に投資します。したがって、欧州の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 為替変動リスク

当ファンドは、外貨建ての投資信託証券を投資対象とします。当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行いません。また、当ファンドの投資対象ファンドは、外貨建資産に投資を行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 中小型株式投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さな企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

■ 債券投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、債券へも投資を行いません。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

その他の留意点

- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金に関する留意点
 - 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - 分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1万円以上1円単位 販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	1口以上1口単位 販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金制限	大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入・換金 申込受付不可日	ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金は受け付けません。
購入・換金申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。
信託期間	無期限(設定日：1998年7月1日)
繰上償還	当ファンドは換金によりファンドの受益権の口数が10億口を下回る事となった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
決算日	3月15日および9月15日(ただし休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 収益分配金は税引後、全額自動的に再投資されます。
信託金の限度額	信託金の限度額は1,000億円とします。
公告	投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		(各費用の詳細)	
購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に <u>3.24%*</u> (税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 *消費税率が10%になった場合は、3.30%となります。	購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価	
信託財産留保額	ありません。	—	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		(各費用の詳細)	
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して年 <u>1.8144%*</u> (税抜1.68%)以内の率を乗じて得た額 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※主要投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。 *消費税率が10%になった場合は、年1.848%となります。	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	運用管理費用の配分		
	(委託会社)	年0.9180%* ¹ (税抜0.85%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価
	(販売会社)	年0.8100%* ² (税抜0.75%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	(受託会社)	年0.0864%* ³ (税抜0.08%)以内	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	*1 消費税率が10%になった場合は、年0.935%となります。 *2 消費税率が10%になった場合は、年0.825%となります。 *3 消費税率が10%になった場合は、年0.088%となります。		
その他の費用・手数料	ファンドの諸経費、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。 また、主要投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用等並びに副次的投資対象ファンドの報酬等が別途投資対象ファンドから支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドの諸経費：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 ●外貨建資産の保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 	

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することが出来ません。

※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。